

○国立大学法人埼玉大学特別研究教員に関する規則

〔平成23年12月22日
規則第13号〕
改正 令和6.7.25 6規則12

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）において特に推進する必要があると学長が認める外部資金による特定の研究プロジェクト（以下「研究プロジェクト」という。）を実施する者又は国立大学法人埼玉大学寄附講座及び寄附研究部門規則に規定する寄附講座等を担当する者で、労働条件等について特別の取り扱いとすることを条件に雇用する教員（以下「特別研究教員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 特別研究教員が研究プロジェクト又は寄附講座等に従事することにより、本学の研究活動等の一層の充実及び研究水準の維持を図ることを目的とする。

(職名)

第3条 特別研究教員の職名は、教授、寄附講座教授又は寄附研究部門教授とする。

(資格)

第4条 特別研究教員は、次の各号に該当し、その職務を担当することができる者と認められる者とする。

- (1) 本学を定年退職後引き続き勤務できる者で、教授の経歴を有する者
- (2) 獲得した外部資金により、研究プロジェクト又は寄附講座等を実施することができる者

(選考)

第5条 特別研究教員の選考は、研究プロジェクト又は寄附講座等を実施する部局の長の推薦に基づき、学長が行う。

(職務)

第6条 特別研究教員は、研究プロジェクトにおける研究等又は寄附講座等における教育研究に従事する。

(雇用期間)

第7条 特別研究教員は、1年を超えない範囲内の期間を定めて雇用する。ただし、研究プロジェクトが継続している期間又は寄附講座等の設置期間を限度として延長することができる。

(休暇)

第8条 特別研究教員となった者の当該年における年次休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

(給与)

第9条 特別研究教員の給与は、別に定める。

(退職手当)

第10条 特別研究教員には、退職手当は支給しない。

(就業)

第11条 特別研究教員の労働時間、服務、その他就業に関し、この規則に定めのない事項については、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則の規定を準用する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、特別研究教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年12月22日から施行する。

附 則 (令和6.7.25 6規則12)

この規則は、令和6年7月25日から施行する。